

【報告】 HPVワクチンのキャッチアップ^o接種の経過措置について

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置について

- HPVワクチンのキャッチアップ接種については、第64回予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和6年11月27日）において、キャッチアップ接種の終了に向けた対応として経過措置を設けることとされ、第59回予防接種・ワクチン分科会（令和6年12月16日）においても賛成多数で了承された。
- また、経過措置の周知・広報にあたっては、委員意見を踏まえ、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であるとされた。

第59回予防接種・ワクチン分科会における審議結果

- ① 令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること
- ② 経過措置の対象者については、従来のキャッチアップ接種の対象者（平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子）に加え、令和7年度に新たに定期接種の対象から外れる者（平成20年度生まれの女子）も対象とすること
- ③ 経過措置の期間については、ワクチンの添付文書の記載等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後、1年間とすること
- ④ 周知・広報にあたっては、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容をできるだけ速やかに情報提供を行う必要がある。また、経過措置の対象者が接種について検討・判断できるよう、その内容とあわせて、ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であること